

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建 設 課 長	小 川 孝 夫 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 議長の選挙

5 本日の会議に付した事件

日程第1 議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 副議長の選挙

- 日程第4 常任委員会委員の選任
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第6 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第7 不破消防組合議会議員の選挙
- 日程第8 農業委員会委員の推薦について
- 日程第9 議第30号 専決処分の承認について
- 日程第10 議第31号 専決処分の承認について
- 日程第11 議第32号 専決処分の承認について
- 日程第12 議第33号 監査委員の選任について

午前 9 時02分 開会

事務局長（木下誠司君） おはようございます。議会事務局の木下でございます。

本日は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、丹羽豊次議員が最年長者でありますので、御紹介申し上げます。

〔年長議員 丹羽豊次君登壇〕

年長議員（丹羽豊次君） 皆さんおはようございます。ただいま紹介されました丹羽豊次でございます。議長選挙が終わるまで、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔年長議員 丹羽豊次君議長席に着く〕

臨時議長（丹羽豊次君） これより平成23年第 2 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時03分 休憩

午前 9 時18分 再開

臨時議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議長の選挙

臨時議長（丹羽豊次君） 日程第 1、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び臨時議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票を開始いたします。前列から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第27条第2項の規定により、立会人に江上聖司君、衣斐弘修君を指名いたします。
両君の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔臨時議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票のうち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、広瀬文典君12票、丹羽豊次1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、広瀬文典君が議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま議長に当選されました広瀬文典君が議長におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） 皆様おはようございます。

ただいまの選挙におきまして、垂井町議会議長としての重責を担うことになりました。ただ今は、その職務の重大さに身が引き締まる思いでいっぱいでございます。議員各位にはもちろん、垂井町の町民の皆さん、本当にありがとうございました。御礼を申し上げます。

さて、垂井町もこの4月から最高規範となる垂井町まちづくり基本条例を施行し、町民の皆さん、議会、そして行政がそれぞれの役割と責任のもとに一体となってこれからのまちづくりを進めなければなりません。また、さきの東日本の大震災、ちょうどきょうで二月目を迎えます。この震災により亡くなられました方には御冥福を申し上げますとともに、また被災されました方には、心からお見舞いを申し上げます。そういった中において、今この日本において、安全・安心に対する国民、あるいは住民の皆さんの意識の高まりというのは非常に高いものがあると思います。そういった中で、中川町政もいよいよ3期目がスタートいたしております。議会といたしましては、あるべき姿を絶え間なく追求し、住民の皆さん、町民の皆さんの負託にこたえなければならないと思います。一生懸命頑張ってまいりたいと思

います。とは申せ、まだまだ未熟な私でございます。皆様方の御指導、御鞭撻、そして御協力を賜りますことを心からお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（丹羽豊次君） 臨時議長の職務はこれをもって終了いたします。議長と交代いたします。

〔臨時議長 丹羽豊次君議長席をおり、議長 広瀬文典君議長席に着く〕

議長（広瀬文典君） 町長より特に発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議長のお許しをいただきましたので、3期目の就任に当たり所信の一端を申し上げ、ごあいさつをさせていただきます。

本日、ここに新しく選ばれました議員各位をお迎えして、謹んでごあいさつ申し上げる機会を得ましたことを、大変に光栄なことと感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月24日の垂井町議会議員選挙において、町民の皆様の厚い信頼と期待を担って当選されましたことに対し、まずもって心からお祝いを申し上げます。

豊富な経験と知識をお持ちの皆様が、町民の代表としてその重責を全うされ、垂井町の発展と住民の福祉向上のために、より一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

さて、私も議員各位と同様、このたびの統一地方選挙により再び町政を担当させていただくことになりました。町長選挙は無投票でありましたけれども、これまでの2期8年間の実績を評価していただき、町民の皆様の信任をいただいたものと受けとめております。町民の皆様の期待に少しでも多くこたえるべく、初心に立ち返り、安全で、安心なまちづくりを進め、活力ある垂井町を築くために、町民の皆様の立場に立ち、公平・公正いずれに偏ることなく町政に取り組む所存でございます。

そのためには、垂井町第5次総合計画にある八つのまちづくりの柱をいかに進展させるかが問われるところでありますが、これまで同様、皆様の声に真摯に耳を傾け、「思いやりの心」を心に据えて各施策を推進してまいりたいと考えております。

とりわけ、一つ目の柱「安全・安心」においては、地域防災力の強化を図り、犯罪や災害発生時に迅速な対応ができるような防犯体制、防災体制を構築したいと考えております。

去る3月11日に国内観測史上最大の地震が発生しました。この東日本大震災により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、甚大な被害を被った方々並びに関係者の皆様に対してお見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復興を心から祈念するものであります。

当町においても、多くの義援金や救援物資等を町民の皆様のお力添えをいただいております。

孤独や無縁が叫ばれる世の中であって、我々は今回、他人事では済まされないという心の

紐帯、きずなというものが強固に存在することを改めて確信いたしました。みずからの、そして家族、隣近所の人たちの命を守るために、地域コミュニティの強化、組織の確立が求められております。私は、この最優先課題であります安心・安全な町の実現に向けて、自助、共助、公助が適正に機能すべく関係諸団体との連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

「教育・生涯学習・文化」においては、人命、人権を尊重し、心豊かなまちづくりを推進してまいります。また、歴史、文化を守り育て、故郷に誇りと愛着を持てる人づくりを行うとともに、町の伝統文化を後世に継承するための施策を展開してまいります。

「子育て・健康・福祉」においては、幼保一元化を推進し、安心して子供を産み、育てられるよう、子育て支援の充実に努めてまいります。また、障がい者、社会的弱者の自立を支援し、だれもが健康で生きがいを持って安心して生活できる町の形成に努めてまいります。

「地域環境」におきましては、恵まれた自然環境を保全するため、エコパーク整備事業の推進により、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成してまいります。

「産業・交流」においては、地の利を生かした魅力ある環境のもと、企業誘致を推進するとともに、既存企業の支援をし、雇用の場の確保に努めてまいります。また、観光協会との連携のもと、魅力ある観光拠点の整備、誘客の推進にも努めてまいります。

「都市基盤」においては、道路や公園、上下水道など都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供してまいります。また、下水道事業においては、管網整備のほか、浄化センター、農業集落排水処理施設の適正な維持管理に努めてまいります。

「協働」においては、広報広聴、情報の提供の充実を図り、町民の皆様と情報の共有化を深化させ、多様な形態による住民参画の機会を設けながら協働のまちづくりを推進してまいります。おかげをもちまして、私が念頭に置いておりました、まちづくり基本条例が4月から施行されました。そして、協働のまちづくりを推進する拠点となるまちづくりセンターも始動をいたしました。まさに、協働のまちづくりのスタートとなる節目の年であります。まちづくり基本条例の精神を生かしながら、町民の皆様とスクラムを組んで「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の実現のため、誠心誠意、町政運営に取り組んでまいり所存でございます。

「行財政運営」においては、健全で、より効率的な財政運営を行うとともに、住民目線による行政運営に努めてまいります。質の高い行政サービスを提供できるよう職員の育成、組織の強化に努めてまいります。

我が国の経済は、長引く景気の低迷により依然として厳しい情勢にあり、さらに、今回の東日本大震災の影響により、楽観できない状況にあります。地方財政においても急激な好転は望めず、人口減少や少子高齢化の進行、生活保護等の扶助費の増大、税収の鈍化等が財政を圧迫する一方で、住民ニーズは多様化の一途をたどっております。

当町においても、今まさにこうした状況に直面しており、また、多くの個別具体的な課題を抱えております。しかし、これらの課題を克服するために、持てる可能性は力の限り具現化して、垂井町の持つ魅力をより大きなものに変え、次世代を担う子供たちへ確実に引き継いでいくことが私の使命であると心得、町民の皆様が「住んでよかった」と心から実感できるようなまちづくりを全力を挙げて進めてまいる決意であります。

最後に、町民の皆様を初め議員各位のさらなる御支援と御協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。今後とも、どうぞよろしく願いをいたします。御清聴ありがとうございました。

議長（広瀬文典君） この際、議事日程の追加をいたします。

追加議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより追加議事日程に入ります。

日程第2 議席の指定

議長（広瀬文典君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、1番 江上聖司君、2番 中村ひとみ君、3番 安田功君、4番 角田寛君、5番 藤墳理君、6番 富田栄次君、7番 吉野誠君、8番 木村千秋君、9番 栗田利朗君、10番 広瀬文典、11番 丹羽豊次君、12番 小林敏美君、13番 衣斐弘修君。

以上のとおり指定いたします。

〔「質問」と呼ぶ者あり〕

議席指定は、議長の裁量の中に入っております。

続けます。お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、1番 江上聖司君、2番 中村ひとみ君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時45分 休憩

午前10時01分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

日程第3 副議長の選挙

議長（広瀬文典君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配付いたします。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票を開始いたします。議席の番号1番から順次投票を願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第27条第2項の規定により、立会人に2番 中村ひとみ君、12番 小林敏美君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票のうち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、栗田利朗君9票、吉野誠君2票、木村千秋君1票、藤埴理君1票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、栗田利朗君が副議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました栗田利朗君が議長におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

〔9番 栗田利朗君登壇〕

9番（栗田利朗君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、副議長という大役を仰せつかりました栗田でございます。皆さんの御支援ありがとうございました。私は、議会改革、並びに議会運営につきましても、議長を補佐して一生懸命頑張っていきますので、どうかよろしく願いいたします。また、住民の皆さんの声を行政に届け、安心・安全のまちづくり、明るいまちづくりに努めてまいります。そして、町民の負託にこたえていきたいと考えております。今後とも、皆様の御支援、御協力よろしく願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（広瀬文典君） 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午後1時30分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

日程第4 常任委員会委員の選任

議長（広瀬文典君） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務産業建設委員に、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、藤壇理君、木村千秋君、広瀬文典、丹羽豊次君。文教厚生委員に、角田寛君、富田栄次君、吉野誠君、栗田利朗君、小林敏美君、衣斐弘修君。

以上のとおり指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時32分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長の選挙が行われた結果、総務産業建設委員長 木村千秋君、同副委員長 藤壇理君、文教厚生委員長 吉野誠君、同副委員長 角田寛君。以上の諸君が互選されましたので報告いたしておきます。

日程第5 議会運営委員会委員の選任

議長（広瀬文典君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、安田功君、藤埴理君、吉野誠君、木村千秋君、衣斐弘修君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後1時34分 休憩

午後1時35分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の選挙が行われた結果、委員長に衣斐弘修君、副委員長に藤埴理君が互選されましたので報告いたしておきます。

暫時休憩いたします。

午後1時36分 休憩

午後1時37分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について提出がありました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

議長（広瀬文典君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長からお手元に配付いたしました申し出のとおり、議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第6 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（広瀬文典君） 日程第6、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、広瀬文典を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました広瀬文典を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました広瀬文典が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

日程第7 不破消防組合議会議員の選挙

議長（広瀬文典君） 日程第7、不破消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。
不破消防組合議会議員に、江上聖司君、木村千秋君、衣斐弘修君を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました江上聖司君、木村千秋君、衣斐弘修君を不破消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました江上聖司君、木村千秋君、衣斐弘修君を不破消防組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました江上聖司君、木村千秋君、衣斐弘修君が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第8 農業委員会委員の推薦について

議長（広瀬文典君） 日程第8、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

〔4番 角田寛君退場〕

本議会が推薦する農業委員会委員は1名といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本議会が推薦する農業委員会委員は1名とすることに決定しました。

お諮りいたします。

農業委員会委員に、垂井町栗原673番地の1、角田寛君を推薦することにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、角田寛君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

〔4番 角田寛君入場着席〕

日程第9 議第30号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第9、議第30号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第30号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が4月1日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日これを専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） ただいま上程されました議第30号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

ただいま、提案説明にもありましたように、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月30日に公布されたことに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分いたしましたところでございます。

今回の改正は、国民健康保険の基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に係る課税限度額をそれぞれ引き上げるものであります。

それでは、条例の改正の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表1ページをらんいただきたいと思っております。

第153条第2項ただし書き中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項ただし書き中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項ただし書き中「10万円」を「12万円」に改めるものでございます。

第153条は国民健康保険税の課税額について規定しておりますが、第2項では基礎課税額を「51万円」に、第3項では後期高齢者支援金等課税額を「14万円」に、第4項では介護納付金課税額を「12万円」に、それぞれ限度額を引き上げるものでございます。

次に、第175条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改めるものでございます。

第175条は国民健康保険の減額措置について規定しておりますが、これらにつきましても限度額に定めた条文が入っておりますので、それぞれ「51万円」「14万円」「12万円」に引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

2条では適用区分といたしまして、改正後の垂井町税賦課徴収条例の規定は、平成23年度

以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第10 議第31号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第10、議第31号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第31号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が4月1日に施行されるのに伴い、垂井町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日にこれを専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） ただいま上程されました議第31号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

ただいま、提案説明にもありましたように、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が

3月30日に公布されたのに伴い、垂井町国民健康保険条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分いたしましたところでございます。

今回の改正は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げられた出産育児一時金の支給額について平成23年4月から恒久化することとされたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表2ページをらんいただきたいと思っております。

第6条第1項中「35万円」を「39万円」に改めるものでございます。

第6条は、出産育児一時金の支給について規定していますが、支給額を「35万円」から「39万円」に改めるものでございます。

次に、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削るものでございます。これまでの暫定的な引き上げについて規定していましたが附則第2項を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

2項では施行日までの経過措置として、施行日前に出産した被保険者に係る垂井町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとしてでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第11 議第32号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第11、議第32号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第32号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が4月27日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要を生じ、地方自治法第179条第1項の規定により同日これを専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては税務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 税務課長 高木一幸君。

〔税務課長 高木一幸君登壇〕

税務課長（高木一幸君） ただいま上程されました議第32号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

3月11日に発生した東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、国においては東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律が公布・施行され、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税などにおいて、被災された方々への緊急の対応として特例措置が講ぜられたところでございます。また、現行の地方税法をそのまま適用することが、被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるものについて緊急の措置が講ぜられ、そのことに伴い垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正する主な内容は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例と住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例、そして固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を定めるものでございます。

それでは改正条例に入らせていただきますが、今回の改正では附則に3条を加えるもので、まず第18条の13は東日本の大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。5項からなっておりますが、改正する内容について御説明申し上げます。

まず、住民税の賦課につきましては、前年の所得から前年の各種所得控除を差し引いて算出いたしますが、その所得控除の中に雑損控除というものがございます。この雑損控除は居住者と生計を一にする親族の資産について災害等による損失が生じ、その関連した支出があった際に控除対象となることがございます。

第1項において、3月11日に発生した震災被害で納税義務者が受けた損失に係る支出について平成24年度課税では控除対象となることを特例損失金額として平成23年度課税から適用されるよう改正されたものでございます。なお、平成23年度に対象支出額を適用させた場合につきましては、平成24年度には適用はされません。

第3項については、生計を一にする親族の損失を受けた資産についても、親族資産損失額として適用される第1項と同様の規定であります。控除額が所得を上回った際には、引ききれなかった控除額を翌年度以降に繰り越すことができます。なお、今回の地方税法の改正に

より翌年への繰越可能期間が3年から5年へ延長されたところでございます。

第2項においては、24年度以降について規定しており、納税義務者が受けた平成24年に係る損失における支出を特例損失金額として第1項と同様に平成24年度課税での控除の対象とできる旨、第4項では、生計を一にする親族の受けた親族資産損失額についても、第2項同様の規定とすることにしております。

次のページに移りまして、第5項においては、第1項から4項までの適用を受けるための申告書の規定でございます。

次に、第18条の14は東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を定めたものでございます。住宅借入金につきましては、租税特別措置法、地方税法、町税賦課徴収条例でそれぞれ定めがございますが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定を受けた場合におきまして、読みかえて適用する租税特別措置法によりまして住宅借り入れ、すなわち住宅ローンを有し居住者が一定の要件に当てはまる家屋の新築・購入または増改築等をした際には、所得税、住民税について居住日により異なりますが、税額を一定期間控除することができます。今回の改正においては、震災による滅失等により居住の用に供することができなくなっても控除残存期間において継続して適用可能とする特例を設けたものでございます。

次に、第18条の15でございますが、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を定めたものでございます。土地に係る固定資産税につきましては、住宅の用に供しているものについては特例により軽減がなされているところであります。今回の震災による災害により滅失・損壊した住宅の土地に係る固定資産税については、本来ですと非住宅用地として軽減されないところでありますが、今回の改正により罹災後10年度分については当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の特例により固定資産税の軽減を引き続き図るものでございます。

手続としましては、来年1月31日までに次の1号から4号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならないとしております。なお、3項では被災した土地を共用している場合の手続を、第4項では特定被災共用土地とみなされた仮換地等も同様の取り扱いを受けることができる規定を定めております。

なお、参考ですが、地方税法附則第55条では、今回の津波により家屋が滅失・損壊した区域及び浸水、土砂の流入などにより従前の使用ができなくなった区域において、当該市町村長が指定、公示し総務大臣に届け出た区域におきましては、平成23年度分の固定資産税を課さないものとされております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものであります。ただし、附則第18条の14につきましては、平成24年1月1日から施行するものでございます。

なお、この条例の一部改正によるところの該当者が垂井町に見えるかどうかにつきましては、現在のところは把握しておりませんので、よろしく願いしたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第12 議第33号 監査委員の選任について

議長（広瀬文典君） 日程第12、議第33号 監査委員の選任についてを議題といたします。

〔11番 丹羽豊次君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第33号 監査委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員 栗田利朗氏の任期満了に伴い、その後任として丹羽豊次氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔11番 丹羽豊次君入場着席〕

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成23年第2回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時05分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会臨時議長 丹 羽 豊 次

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み